

2020年5月に通常国会で年金制度の改正に関する法律が成立しました。以下に主な改正点の内容を報告します。



2020年度の国民年金保険料は？



国民年金保険料は物価や賃金の変動によって毎年みなおされることになっています。2020年度の保険料は2019年度から130円引上げになりました。

2019年度	➔	2020年度
16,410円		16,540円



2020年度の年金額は？



公的年金の年金額は物価、賃金の変動に合わせて毎年見直されます。2020年度は+0.2%の引上げとなりました。

年金の種類	2019年	➔	2020年
老齢基礎年金	780,100円		781,700円
障害基礎年金(1級)	975,125円		977,125円
障害基礎年金(2級)	780,100円		781,700円
遺族基礎年金	780,100円		781,700円



年金には18歳未満の子供がいると受給できるなどの加算額がありますが、その年金額は？



この年金額も2020年度は+0.2%の引上げとなりました。

年金・加算の種類	2019年	2020年
子の加算額(1人目・2人目)	各224,500円	各224,900円
子の加算額(2人目以降)	各74,800円	各75,000円
加算年金額	224,500円	224,900円



年金生活者支援給付金の月額はいくら？



老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者のうち所得額が一定の基準額を下回る人が受給できます。

給付金の種類	2019年(月額)	2020年(月額)
老齢年金生活者支援給付金	5,000円	5,030円
障害年金生活者支援給付金	1級6,250円	1級6,288円
障害年金生活者支援給付金	2級5,000円	2級5,030円
遺族年金生活者支援給付金	5,000円	5,030円



公的年金の控除額の改正内容は？



従来の公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ控除額が受けられる制度になっていました。つまり高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとなっていました。そこで、控除額に上限が設けられるとともに、年金以外の所得金額が高い場合には控除額が引下げられる仕組みとしました。公的年金等控除額は表のとおりとなります。公的年金等の収入金額だけでなく合計所得金額により異なる計算式となります。

- ①公的年金等控除額を一律10万円引下げ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は、195.5万円を上限とします。
- ②「公的年金等に係る雑所得」以外の所得の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には、控除額を①の見直し後の控除額から一律10万円引下げます。
- ③「公的年金等に係る雑所得」以外の所得の合計所得金額が2,000万円超の場合には、控除額を①の見直し後の控除額から一律20万円引下げます。

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下			
年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロ)		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額1,100,000円までの場合は所得金額はゼロ)		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下			
年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が500,000円までの場合は所得金額はゼロ)		
	500,001円から1,299,999円まで	100%	500,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	175,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	585,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,355,000円
	10,000,000円以上	100%	1,855,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額1,000,000円までの場合は所得金額はゼロ)		
	1,000,001円から3,299,999円まで	100%	1,000,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	175,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	585,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,355,000円
	10,000,000円以上	100%	1,855,000円
公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2,000万円超			
年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額400,000円までの場合は所得金額はゼロ)		
	400,001円から1,299,999円まで	100%	400,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	75,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	485,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,755,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額900,000円までの場合は、所得金額はゼロ)		
	900,001円から3,299,999円まで	100%	900,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	75,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	485,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,755,000円